平成２８年（フ）第７４９号
愛知県瀬戸市若宮町３丁目131番地の１
ル・レーヴ　Ｂ―103
債務者　土方　清裕
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８２５号
名古屋市北区金城１丁目２番Ａ―304号　中富住宅
債務者　柳田　道義
１　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８６８号
名古屋市中川区吉津２丁目2115番地　リバティーヒルズ202号
債務者　立柗枝里子
１　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７９４号
名古屋市南区柴田町３丁目１番地の１　第一菊屋ビル４Ｃ号、従前の住所名古屋市南区鶴里町１丁目10番地　アーバンハイツ太田303号
債務者　一宮　　進
１　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１６号
熊本市中央区世安町395番地　沢田アパート101、前住所熊本市西区春日１丁目14番33号ソルトビル402号
債務者　元永　優子
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２１９号
熊本県下益城郡美里町馬場1500番地、前住所愛知県豊田市花園町井田45番地　フローラＦ101号
債務者　森崎　弘子（旧姓坪井）
１　決定年月日時　平成28年６月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１４３９号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄西４丁目４番27号
破産者　三和建設工業株式会社
１　決定年月日　平成28年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６８４号
神戸市東灘区魚崎浜町29―５
破産者　ワールドシステム株式会社
１　決定年月日　平成28年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７６号
福岡市中央区大名２丁目２番１号ワコービル５Ｆ
破産者　株式会社パップ
１　決定年月日　平成28年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４２０号
札幌市清田区美しが丘２条３丁目１番24号
破産者　有限会社シーサーブ
１　決定年月日　平成28年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６０号
茨城県水戸市河和田１丁目1821番地の２
破産者　株式会社ファブリックルームス
１　決定年月日　平成28年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第７８号
栃木県小山市大字間々田1362番地
破産者　有限会社乙女製袋
１　決定年月日　平成28年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第２６号
埼玉県三郷市大広戸874番地
破産者　有限会社後藤企画
１　決定年月日　平成28年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７０号
埼玉県春日部市永沼297番地１
破産者　第一産業株式会社
１　決定年月日　平成28年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
長野県安曇野市明科中川手4370番地
破産者　有限会社明科化成
１　決定年月日　平成28年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１８４号
三重県津市久居緑が丘町１丁目６番地７
破産者　株式会社ミハス
１　決定年月日　平成28年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７号
三重県鈴鹿市南江島町15―５　エクセル江島401、前住所三重県鈴鹿市白子４丁目５番５号　ハイレジデンス白子　12―Ｂ
破産者　福山　英夫
１　決定年月日　平成28年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４号
三重県松阪市小津町336番地５
破産者　上田佳代子
１　決定年月日　平成28年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４４３号
鹿児島県鹿児島市中山町2304番地２（セジュールＳａｋｕｒａＢ棟101号）
破産者　浜辺　　誠
１　決定年月日　平成28年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係